

令和8年第1回東広島市議会定例会

# 提 出 議 案 説 明 書

そ の 2

令和8年2月



## 議案第104号

### 東広島市介護保険条例の一部改正について

(健康福祉部介護保険課)

#### 1 改正の理由

所得税法の一部改正に伴う給与所得控除額の引上げを踏まえた介護保険法施行令の一部改正に合わせて、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例等を設けようとするものである。

#### 2 改正の内容

- (1) 令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例（附則第26項、附則第27項、附則第28項関係）

給与所得を有する第1号被保険者であって、令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満である者のうちの一部の者の合計所得金額の計算に当たり、給与所得控除の見直し前と同額となるよう、当該者の給与所得の金額に調整のための額を加える。

- (2) 令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例

ア 第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和7年の給与所得を有する者であって、一定の条件に該当する者があるときは、当該第1号被保険者は、市町村民税世帯非課税者に該当しないものとみなす。（附則第29項関係）

イ 第1号被保険者が、令和7年の給与所得を有する者であって、一定の条件に該当するときは、当該第1号被保険者は、市町村民税が課されていないものに該当しないものとみなす。（附則第30項関係）

- (3) 令和8年度における前年度非課税者に対する保険料の減免（附則第31項関係）

第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和7年度及び令和8年度の各年度分の市町村民税が課されていない者で令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例により同年度分の市町村民税が課さ

れているものとみなされることとなるものがある場合であって、そのみなされることにより保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の同年度分の保険料を減免する。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

(根拠法令)

介護保険法

#### 第129条

2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

第142条 市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

